

当該教科書を希望した「校長・教員」の責務など違反

1、近代国家の価値的中立性の原理

伊藤正巳氏（元最高裁判事）は、近代憲法における精神的自由権の重要性を次のように述べている。

『近代憲法は、国家からの自由を保障し、各種の自由権がその人権宣言の核心をなし、この自由な人間活動のうえに近代国家の発展がみられたのである。それらの自由権のうちでも、精神的自由権は、近代的な意味をもつのみならず、民主制の発展とともにその重要性を増大し、いわば優越的地位をもつ人権であると解すべきことは前述したとおりである。精神的自由が保障されないところに、国民主権も機能せず、民主主義も内実を伴ったものとなりえない。さらに国家権力を握る者は、精神的自由の行使がその地位を脅かすことをおそれるのであり、ともすれば、国家権力による制限を導入しようとする志向があるところも、国家権力の制約として機能する人権保障のうちでも重要な意義をもつといえる。とくに国家権力や社会の多数から憎まれている精神的活動の自由が、憲法の保障として重要であることを忘れてはなるまい。』

（『憲法』253頁 弘文堂）

また、精神的自由権を次のように〈思想・良心の自由〉と〈信教の自由〉、そして学問の自由などとも密接に結びつき保障していると述べている。

『思想・良心の自由の保障は、人間の人格形成に資する内面的な精神活動の自由を外部からの干渉介入から守るものである。この二つの自由をあわせて、そのような最も人間たるふさわしい活動を保障することである。……良心は主として倫理的・主観的な判断作用を意味すると解される。欧米諸国では、良心の自由とは、もっぱらあるいは主として信仰選択の自由を指すことが多い。日本国憲法では、信教の自由を別に保障し、これに信仰選択という内心の自由を含ましめると、良心の自由から排除されるように見える。しかし、良心の自由から信仰選択の自由を除くことは、その定義からいっても適当ではなく、信仰選択の自由を含まない良心の

自由は考えられないのである。したがって、信仰選択というもっぱら内心にかかわる自由は、19条によって保障され、20条は、信教にかかわる外部的な現われ(宗教活動)の自由を保障するものと解したい。このように信教の領域においても、宗教を信じたり、信じなかったり、変更したりする内心の自由は19条により絶対的保障をうけることになる……このことは良心の自由のみでなく、思想についても、ある思想を外部的に表現し、あるいは学問活動として外に現われるときは、21条や23条によって保障される。』
(同上 254 頁)

以上のことから明らかなように、近代民主主義国家において、国家及び公権力・公的機関は価値中立的でなければならず、公権力は、特定の価値観・考え方・思想等を教育・宣伝などの手段によって市民に強制・勧奨してはならない。これは、近代国家の普遍的な原理・原則である。

2、公教育も価値的中立が要請される

公教育もまた、近代国家の一作用である以上、市民(親・保護者・子ども)による自立的価値形成に対して中立的でなければならない。

3、公教育の根本原則は真理教育

ゆえに、杉原泰雄氏(一橋大学名誉教授・憲法学者)は、その公教育の主内容は、『日本国憲法下の公教育も、真理・真実等人によって異なる普遍的価値を主内容とする「真理教育」・「知育」となることを求められているはずである』(『憲法と公教育』156 頁 勁草書房)と述べている。つまり、知育(真理教育)中心原則が、近代公教育諸原則の一つである。

4、教育を受ける権利の基礎の「学習権」

別紙2(当該採択は、適正かつ公正な採択手続きを行っていないこと)の2頁で、「子どもの学習権」の主体は、あくまでも子どもたちであり、その「子どもの学習権」を基本とすることが、「教育を施す者」の責務であることを述べた。杉原泰雄氏は、その教育を受ける権利の基礎の「学習権」を次のように述べている。

『教育を受ける権利の基礎には、人間の生来的権利としての学習権があるといわれる。人は、学習を通じて、言語生活をし、もろもろの権利を用いて政治・経済・社会・文化等の諸生活をし、その潜在的可能性を実現化する存在となる。教育を受ける権利は、学習権を具体化するものとして位置付けられる。』

(『憲法と公教育』178頁 勁草書房)

5、知育中心の根本原則にもとづく教科書を選定・採択の環境整備義務

杉原泰雄氏は、公教育における知育中心原則理由を次のように述べている。

『公教育における知育中心の根本原則は、人によって異なる宗教・思想信条等の諸価値の選択教化的徳育の排除原則および公教育の宗教的・思想的・政治的中立性を不可欠とする。公教育がそれらを欠いて選択教化的徳育に入りこむことになれば、公教育は、児童・生徒の宗教・思想信条の自由を組織的に侵害し、児童・生徒の親権者の宗教・思想信条の自由や監護教育権をも同様に侵害し、さらには公教育の担当者としての教師に児童・生徒の人権侵害に加担することを求めることになり、公教育の場をもろもろの思想闘争の場にするようになる。その結果として、公教育は、児童・生徒を「科学にいざなう」ものではなく、反歴史的で独善的な宗教・思想信条の持ち主を組織的に創出する手段に転落させられることになりかねない。』

(同上 156頁)

東居快行氏(神戸大学)は、「公教育の価値中立性」について、客観的な情報提供することが、教育の課題となり、子どもが自立的に価値決定することを可能とする環境を整えることであると次のように述べている。

『子どもの自立的価値決定に対する情報提供に際しては、当該情報の確からしさの程度が理由とともに注記されている必要がある。たとえば、自衛隊のPKO参加の是非については、PKOの法制定時のさまざまな議論や、PKO派遣国での評価など客観的に情報提供することが、教育の当面の課題ということになる。なおこの段階は、高等教育にはほぼ対応するべきであろう。』

公教育は、市民の自立的価値決定の場そのものではない。価値決定を子どもに強制することはもとより、誘導することもまた、公教育の中立性に反する。それゆえ、公教育の場での「しつけ」や「精神教育」(日の丸・君が代を含む)は中立的でない。国際化時代における日本人としてのアイデンティティは、このような価値の

押し付けによってではなく、日の丸・君が代が、戦後補償などを通じてその負の価値を清算し、子どもが自発的に誇りうるような正の価値のシンボルに転化することによって、自然に獲得されるべきものである。』

（『国際化時代と教育法 学校教育における少数者の人権 公教育と国家の中立性』69頁 日本教育法会年報第24号）

6、誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけてはならない

最高裁判所大法廷判決（1976年5月21日、旭川学力テスト事件）は、「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことは、憲法26条、13条の規定からも許されない」と判示している。

7、「子どもの学習権」を保障する適切な教科書を選定・採択する責務

別紙2の9頁で、採択を行う理由及び法的利益は、「全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保」を目的として行なわれた検定を経た（合格した）教科書のなかから、その「子どもの学習権」を保障する適切な教科書を、適正かつ公正に選定し、採択する責務を県教委など採択に携わる者らは負っていることを明らかにした。

その際に、「公教育の価値中立性」に反したり、「誤った知識」のある教科書を選定・採択してはならないことは言うまでもない。

8、「校長・教員」の「職務権限」ないし「職責」

先の最高裁判所大法廷判決は、「教員」に一定の範囲での「職務権限の独立」が法制度上保障されていると判示した。

新潟昌幸氏は、教員の「職務権限」と「職責」について、次のように述べている。

『公立学校は、様々な価値観を持った子どもたちが存在する「場」であり、また、存在してより「場」であるから、「教師」は、子どもたちの持つ多様な価値に対して、開かれた存在であることが、憲法上、原理的に要請されている。故に、「教師」は、自己の思想・良心の有り様とは切り離して行為しなければならない場合があり、時

に、職務命令にさえ従ってはならない正当な場合もあり得る。

この点に関して、教育関係者が重く受け止めなければならないのは、最高裁旭川学力テスト事件大法廷判決である。子どもの精神に働きかけて、何らかの価値の注入を前提とせざるを得ない教育をつかさどる「教師」(又は「国家」あるいは「学校」と言ってもより)には、同大法廷判決が厳命しているように、「子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的な介入」、すなわち、「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことは、憲法26条、13条の規定からも許され」ていない。また、同判決は、(学習指導要領に全体として大綱的な基準としての性質が認められるための要件を述べる文脈において)「教師」に「創造的かつ弾力的な教育の余地」が残され、かつ、「教師」に対して「一方的な一定の理論ないしは観念を生徒に教え込むことを強制する」ことを明確に禁じている。』

(「教師」への職務命令に関する憲法・教育法学的検討 『愛国心と教育』
282頁 日本図書センター)

9、当該教科書を希望した「校長・教員」の責務違反

別紙2の7頁で、事実証明書18の高嶋琉球大学名誉教授の意見書を示し、中学校歴史教科書の「扶桑社版教科書」と同様に当該教科書には、執筆者からの一方的押しつけがあり、きわめて不適切な教科書であることを明らかにした。

別紙1で、当該教科書の記述内容には問題が多く、歴史の事実に対し、子どもたち(生徒たち)にとって適切な教科書でないことを明らかにした。

別紙『採択変更』の所見は、客観性・合理性がなく問題がある」で、当該教科書を希望する理由が多くの問題があることも明らかにした。

よって、そのような教科書を子どもたちが使用する教科書として選定・採択してはならない。

ところが、当該高校は、本採択において、現在使用している「詳説日本史(山川出版社)」から「最新日本史旧版(明成社)」(当該教科書)への変更を希望した。同行為に直接関与した「校長・教員」は、るる述べた理由から、公教育の「公教育の価値中立性」に反し、公教育における「知育中心原則」に反し、最高裁判決にも反する。同行為は、公教育を担う校長としての、教員としての「責務」にも明確に反し、生徒への背信行為でもある。

以上